

公共施設等の照明設備LED化業務委託
公募型プロポーザル方式による
事業者選定仕様書

2023年4月

明石市

目次

1 件名	1
2 背景・目的	1
3 事業概要	1
4 履行場所	1
5 履行期間	1
6 提出書類	1
7 業務内容	2
8 LED 照明器具の仕様	3
(1) 一般事項	3
(2) LED 灯具の性能・構造	4
9 更新作業に関する仕様	4
(1) 現地調査・設計	4
(2) 現場施工	4
10 完成図書及び完成図	6
(1) 完成図書（各施設単位で1部提出）	6
(2) 完成図	6
11 その他	6

1 件名

公共施設等の照明設備LED化業務委託

2 背景・目的

脱炭素社会に向け、CO₂ 排出量等環境負荷の削減が求められているなか、公共施設等の照明をLEDへ改修することで大きなエネルギーの削減効果が見込める。

また、LEDの管球は寿命も長いため交換等の頻度が少なくなり、維持管理の負担が軽減でき、さらに水銀ランプの製造が終了して現状は在庫のみで対応している状況や、主要メーカーが蛍光灯器具や蛍光ランプの生産を中止していることから、早期にLEDへの切り替えを行っていくことを目的とする。

3 事業概要

- ・ 受注者は、施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の事務事務、施工管理及びその他の関連業務を実施する。
- ・ 受注者は、撤去した設備・資材等を適切に運搬・廃棄する。
- ・ 敷地内の照明器具のうちLED化がされていないものについて、原則として全てLED照明への取替を行う。現在、管球を取り外し、点灯を間引きしている照明器具についてもLED照明への取替を行う。

4 履行場所

本市の指定する公共施設82施設（別紙「施設一覧表」のとおり）

5 履行期間

契約締結日の翌日から2024年3月31日

6 提出書類

(1) プロポーザル方式参加申込時の提出書類

別紙「提出書類一覧表」による。

(2) 契約締結時の提出書類

- ・ 契約書
- ・ 着手届
- ・ 配置業務責任者届出書
- ・ 暴力団排除に関する誓約書
- ・ 国税の滞納がないことを証する納税証明書

(3) 契約以後の提出書類

- ・ 使用器具提案書

- ・ 施工検討報告書
- ・ 作業計画書
- ・ 試験計画書
- ・ 作業月報及び作業工程表（月間）
- ・ 完了届

(4) 該当する場合のみ

- ・ 債権者登録申請書（新規・変更）

※債権者登録をしていない場合、又は代表者・住所等に変更があり、その変更の届けをしていない場合。

- ・ 再委託（変更）承諾申請書
- ・ 暴力団等排除に関する誓約書（再委託契約の受託者用）

※業務の一部を第三者に委託する場合。

7 業務内容

本事業にて要求する仕様を本章に示す。

対象となる公共施設等の照明器具の設置状況を踏まえて自ら行った提案を基に、本事業に係る LED 照明器具の更新について、本市と合意した内容で実施するものとする。

保守・運用については本事業の対象外ではあるが、故障や障害時の対応方法や復旧時間を十分に考慮し、サポート体制を執ること。

業務及び施工については、建設業法をはじめ必要な法的資格等を保有していること。

(1) 業務概要

- ① 受託者は、契約後速やかに全対象施設に対する現地調査を行った上で、設計（施工検討）を行う。
- ② 施設毎に、使用器具提案書、施工検討の報告（施工検討報告書）、作業計画書及び試験計画書を作成し、本市の承認を受けること。
- ③ 承認を受けた施設より、施設内での作業の具体的な日程調整を受託者により行うこと。調整先については本市より提示する。
- ④ 施設内での作業においては、可能な作業は事前に実施し、時間短縮に努めること。
- ⑤ 現場施工について、作業計画書に従って施工されているか施工管理業務を行い、作業の進捗状況について毎月初めに本市担当者へ書面報告をすること。
- ⑥ 作業後の正常性確認については、事前に本市と協議した上、作成した試験計画書に基づき確認を行うこと。
- ⑦ 作業完了後に施設毎の完成図書及び完成図を作成し、本市に提出すること。提出後に本市の確認を施設毎に受けることとする。
- ⑧ すべての対象施設の本市確認が完了した段階で当該業務の完了とする。業務完了後に

本市の検査を受けることとする。

8 LED 照明器具の仕様

(1) 一般事項

- ① 本事業における LED 照明器具の更新とは、既設照明器具の部分的な LED 化ではなく、照明器具本体の更新を行うことで LED 化するものである。また、設置した照明器具が地震等により落下した場合の被害リスクを軽減する観点から、直管 LED ランプ搭載器具を採用しないことを原則とする。
- ② 公共施設用照明器具（JIL5004）を製造しているメーカーより選定すること。
また、公共施設用照明器具の導入実績がある国内のメーカーの製品であること。
- ③ 製品の製造者は、ISO9001（品質）及び ISO14001（環境）認証を取得していること。
- ④ 照明器具及び光源（LED）は未使用品であること。
- ⑤ 本事業は、環境負荷低減を目的としているため原則としてすべての照明器具（ダウンライト、スポットライト、ブラケット及びガーデン灯等を含む）の更新を行うものとするが、対象施設内の既設照明器具が LED 照明器具であり、環境負荷低減の観点から再利用が可能な場合には、本市担当者に報告するとともに既設流用を検討すること。
- ⑥ 既設照明器具が管球を取外し、点灯を間引きしている照明器具がある場合は、本市担当者に報告するとともに LED 照明器具への更新を行うこと。
- ⑦ 既設照明器具が防雨・防湿・防塵器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。
- ⑧ 企画提案書に示した LED 照明器具を使用することとし、本市担当者に事前に使用器具提案書を提出の上、承認を得ること。
- ⑨ 一つのメーカーが使用を想定しているすべての種類の照明器具を製造していない場合があることから、設置する照明器具は、複数のメーカーの製品を組み合わせることも可能とする。ただし、後年度に保守管理が混乱しないように、照明器具の種類（ベースライト、ダウンライト、屋外照明、高天井照明、非常照明、誘導灯等）ごとに同一メーカーの製品でまとめることとする。
- ⑩ 照明器具の保証期間は 3 年とし、保証期間内については交換費用も受託者において負担するものとする。なお、誘導灯及び非常照明の蓄電池については、消耗品のため、本業務の保証対象としない。保証期間の始期は別途協議による。
- ⑪ 保証期間内に照明器具の不具合が発生したときは、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。
- ⑫ 保証期間終了後に不具合等が発生した際の連絡先を記載した連絡体制表を提出すること。
- ⑬ 詳細については、別紙「照明器具一覧表」（色付き部分は LED 化対象外の器具）を参照すること。

(2) LED 灯具の性能・構造

- ① 光源（LED）寿命 40,000 時間以上（光束維持率 70%以上）の製品であること。
- ② 照明器具の光色、照度については、既設照明器具と同じ仕様とする。光色、照度が異なる箇所については、事前に施設担当者に確認を行うこと。また、現地調査において特殊な高演色ランプ等を使用している場合は、施設担当者と協議の上、仕様を確定すること。ただし、金額に影響する場合は、本市担当者に事前に相談、確認すること。
- ③ LED 照明器具については、使用にあたりちらつきや電波雑音等の問題を生じないこととする。また、LED 更新後においてグレアにより使用に支障をきたす場合は、グレア低減対策を検討し、早急に改善を行うこと。

9 更新作業に関する仕様

(1) 現地調査・設計

- ① 現地調査を行うにあたり、本市担当者及び施設担当者に事前連絡をすること。
- ② 現地調査について、施設内の既設照明器具の位置・器具種別・灯数・消費電力等を把握するとともに、電灯分電盤における回路番号についても把握すること。
- ③ 現地調査後、施設毎に、使用器具提案書、施工検討の報告（施工検討報告書）、作業計画書及び試験計画書を作成し、本市の承認を受けること。また、更新に際して見込まれる省エネの効果についての資料も併せて提出をすること。
- ④ LED 更新作業に従事する者は、電気工事士法に基づく有資格者による施工とする。
- ⑤ LED 更新作業にあたっての安全管理については、本市担当者及び施設担当者と十分に協議を行い、作業計画書に反映させるものとする。安全確保に必要な措置については、受託者の負担にて行うものとする。また、作業に伴い発生した施設に対する不具合や事故についても、受託者の負担にて行うものとする。
- ⑥ 作業に伴う足場について、その設置に伴う負担は受託者によるものとする。また、事前に設置期間や設置方法等について、本市担当者及び施設担当者と調整の上、作業計画書に反映させるものとする。
- ⑦ 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、事前に本市担当者及び施設担当者と調整の上、作業計画書に反映させるものとする。
- ⑧ 既設照明器具の撤去後の処分方法について、作業計画書にて提出すること。
- ⑨ 停電等の運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に本市担当者及び施設担当者と調整すること。
- ⑩ LED 更新作業後の試験方法について、試験計画書にて提出すること。

(2) 現場施工

- ① 照明器具の設置については、使用する照明器具メーカーの据付要領を準拠することとし、電気設備技術基準等の関係法令を遵守することとする。
また、上記以外の作業（足場の設置等）については、本市担当者及び施設担当者と協

議をし、施設運営に支障のない施工を行うこととする。

- ② LED 器具の支持については既設支持材（吊りボルト等）の再利用を原則とする。ただし、劣化が認められる場合は支持材の更新を行うこととする。また、既設支持材がない場合は、安全に配慮した施工方法で行うこと。
- ③ 埋込型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の埋込寸法による隙間が生じないように処置を行うこと。また、露出型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の取付跡が見えないように配慮すること。
- ④ 誘導灯及び非常照明器具の LED 照明器具への更新に際しては、現行法令に適合するとともに、必要に応じて所轄の官公庁と協議を行ったうえで、器具選定を行うものとする。また、現行法令に適合していない場合は、本市監督員に協議の上、改善策を提案することとする。
- ⑤ LED 更新作業の前後において、当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化がないことを書面及び写真にて報告すること。また、照度についても同様に作業前後で測定を行い、書面及び写真にて報告すること。ただし、作業後に照度が下回る可能性が有る場合は、施工前に本市担当者へ現状の照度以上となる提案を行うこととする。
- ⑥ 撤去した既設照明器具については、全数について PCB 含有の有無の確認を行うものとし、完成図書にて報告すること。PCB を含む安定器があった場合には、取り扱いについて本市担当者と協議するものとする。
- ⑦ LED 更新作業において、照明器具以外に使用する材料についてもすべて新品を使用するものとする。
- ⑧ LED 更新作業に際して、既設天井ボードに開口を開ける必要がある場合は、アスベスト含有の有無を調査し、本市担当者に結果報告の上、作業を行うこととする。アスベスト含有の調査結果に基づき、関係法令に準拠した適切な作業方法にて作業を行うものとする。その場合の調査及び処分に必要な費用負担は受託者にて行うものとする。
- ⑨ 作業中は粉塵の飛散に十分注意をし、必要な養生を行う。机や椅子等の養生や移動については、各施設関係者と協議の上、その方法について決定すること。また、決定した内容について、本市担当者に連絡をすることとする。
- ⑩ 作業完了後は床等の清掃を行うこと。
- ⑪ 作業に伴う電気の使用については、原則として、施設内のコンセントを使用できるものとするが、電源コードリールに漏電対策を備えたものを使用し、施設側に対して影響を及ぼさないように努める。
- ⑫ 設置作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。

10 完成図書及び完成図

LED 照明器具の更新作業完了後に以下の書類等を各施設単位で作成し、本市に提出するものとする。提出については、原則として電子データをメディア媒体に記録したものにより提出とするが、一部※印については書面による提出も併せて行うこととする。

(1) 完成図書（各施設単位で 1 部提出）

※社内検査報告書

- ・照度測定結果、絶縁測定結果及び試験成績表
- ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
- ・産業廃棄物運搬業許可書及び産業廃棄物処分業許可証の写し
- ・産業廃棄物管理票の写し（電子マニフェストも可）
- ・PCB 有無及びアスベスト含有に関する報告書

※施工写真（データ提出は完全版とし、書類提出はダイジェスト版とする）

- ・打合せ記録
- ・作業月報及び作業工程表（月間）

※官公庁届出書の写し

※機器取扱説明書

※保証書

※施工体制表及び連絡体制表

(2) 完成図

- ・電子データ（JW-CAD データ及び PDF データ）

11 その他

- ・受託者は、施工した照明器具の使用について、速やかに仮使用を開始すること。仮使用が遅れることにより施設に支障をきたす場合は、速やかに本市担当者に連絡をすること。
- ・本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、本市担当者と協議することとする。